

中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議の開催について

平成29年8月31日
内閣総理大臣決裁
平成31年1月30日
一部改正
令和2年12月7日
一部改正
令和4年1月24日
一部改正
令和6年12月27日
一部改正

1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上に向けて、取引条件の改善、最低賃金引上げへの対応、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、対応策を検討するとともに、地域経済の担い手として中核的な役割を果たすことが期待される中堅企業等を支援する施策を議論するため、中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。

議	長	内閣官房副長官（参）
議	長	代理 厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣 経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
副	議	長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長
主	査	公正取引委員会事務総長 経済産業省経済産業政策局長 中小企業庁長官
構	成	員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局次長 警察庁生活安全局長 金融庁監督局長 デジタル庁統括官（国民向けサービス担当） 総務省大臣官房総括審議官 出入国在留管理庁次長 外務省経済局長 外務省国際協力局長 国税庁次長

文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
国土交通省総合政策局長
環境省環境再生・資源循環局長

3. 前項に規定する者のほか、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房及び経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

会議の開催に伴い、下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議の開催について（平成27年12月21日内閣総理大臣決裁）は廃止し、これまで同会議で決定した事項及び検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。